

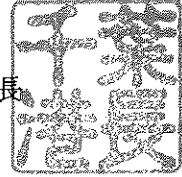
港長公示 第 28-5 号

港則法第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

なお、本公示をもって、港長公示第 51-2 号（昭和 51 年 9 月 20 日）を廃止する。

平成 28 年 12 月 20 日

千葉港長



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ。）への接近又は接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、千葉港内に停泊（びよう泊及びけい留をしている状態をいう。以下同じ。）している引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

- 1 期 間 平成 28 年 12 月 20 日から当分の間
- 2 区 域 千葉港内に停泊している引火性危険物積載タンカーから 30 メートル以内の水面
- 3 制限事項 船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。  
ただし、次に掲げる船舶を除く。
  - (1) 港長が当該タンカーへの接近又は接舷を認め、本制限を解除した船舶。
  - (2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船、給水船及び警戒船等当該タンカーの運航に係のある船舶並びに官公庁用船舶であって、当該タンカーの荷役中以外の時に接近又は接舷する船舶。
    - イ 甲板上または船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは、火花を発するおそれのある修理または作業等を行っていないこと。
    - ロ 煙突に火粉の吐出を防止するため、十分な装置を施していること。
    - ハ 接舷の際は、船体の接触による火花の発生を防止するに十分な防舷物を使用していること。

- ニ けい留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止するための十分な措置を講じていること。
- ホ その他防爆措置等当該タンカーに引火するおそれがないよう火気管理を適切に講じていること。

- 4 標 示 (1) 引火性危険物積載タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認することができる「引火性危険物積載中」と表示された垂れ幕等を掲げている。
  - (2) 引火性危険物積載タンカーの内、液化ガス積載タンカーが岸壁、棧橋等にけい留しているときは、海面上に浮標（夜間は点灯）が数個設置又は警戒船（員）が配置されている。
- 5 遵守事項 引火性危険物積載タンカーに接近又は接舷しようとする船舶は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 接近、接舷時間は必要最小限とすること。
  - (2) その他、港長の指示に従うこと。